

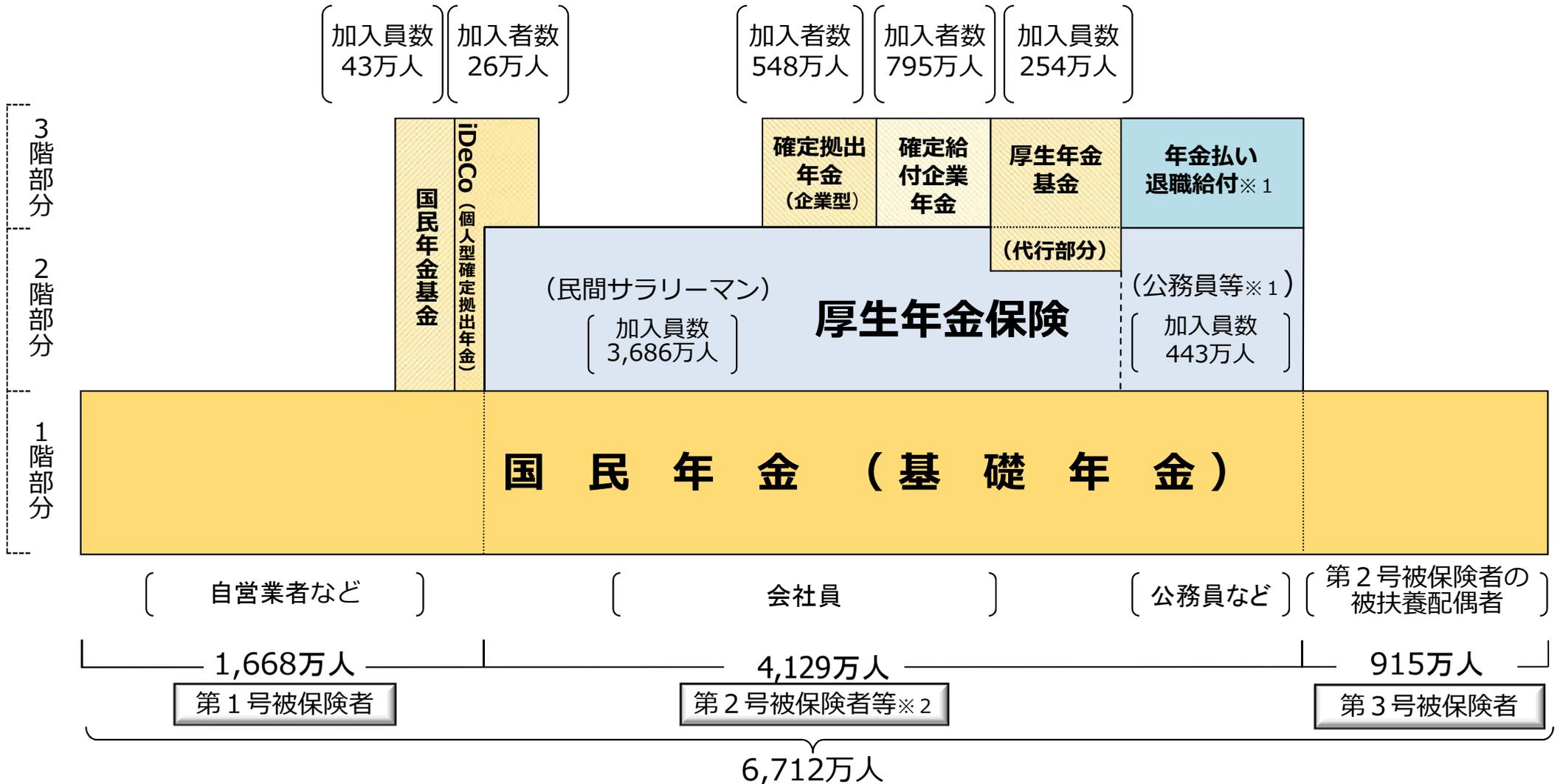
# 国民生活を生涯にわたって支える社会保障制度



# 年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は平成28年3月末)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

# 我が国の医療制度の概要

- ・75歳以上  
1割負担  
(現役並み所得者は3割負担)
- ・70歳から74歳  
2割負担※  
(現役並み所得者は3割負担)
- ・義務教育就学後から69歳  
3割負担
- ・義務教育就学前  
2割負担

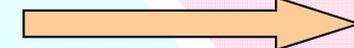
※平成26年4月以降に新たに70歳になる者 2割  
同年3月末までに既に70歳に達している者 1割

患者(被保険者)

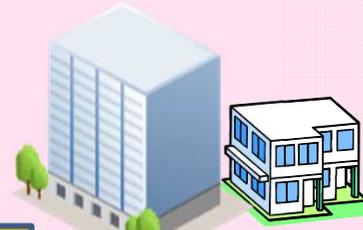


患者負担4.8兆円

②受診・窓口負担



③診療



## 【医療提供体制】

病院: 8,480  
(病床数: 1,565,968)

診療所: 100,995  
(病床数: 107,626)

歯科診療所: 68,737

薬局: 58,326

※数字は、平成27年10月1日時点

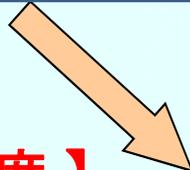
(出典:平成27年医療施設調査)

※薬局は、平成27年3月末時点

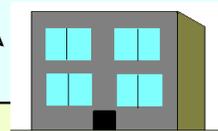
(出典:平成27年度衛生行政報告例)

保険料19.8兆円

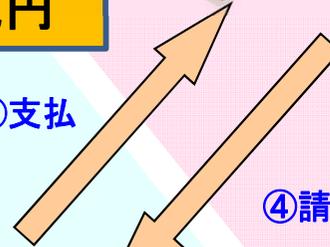
①保険料



保険者



⑤支払



④請求

## 【医療保険制度】

行政機関

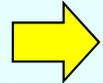


国

都道府県

市町村

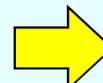
公費負担



公費負担



支援金



各保険者

(主な制度名)	(保険者数)	(加入者数)
国民健康保険	1,880	約3,600万人
全国健康保険協会 管掌健康保険 (旧政管健保)	1	約3,600万人
組管掌健康保険	1,409	約2,900万人
共済組合	85	約900万人

※保険者数及び加入者数は平成27年3月末時点

後期高齢者医療制度 47 約1,600万人

※加入者数は平成27年3月末時点



医師 311,205人

歯科医師 103,972人

薬剤師 288,151人

看護師 1,176,859人

保健師 60,472人

助産師 38,486人

※医師・歯科医師・薬剤師は平成26年12月31日時点

(平成26年 医師・歯科医師・薬剤師調査)

※看護師・保健師・助産師は平成27年における

厚生労働省医政局看護課集計

# 医療保険制度の体系

## 後期高齢者医療制度

約15兆円

- ・75歳以上
- ・約1,690万人
- ・保険者数:47(広域連合)

前期高齢者財政調整制度(約1,690万人)約7兆円(再掲) ※3

### 国民健康保険

(市町村国保+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、  
非正規雇用者等
- ・約3,480万人
- ・保険者数:約1,900

約10兆円

### 協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約3,830万人
- ・保険者数:1

約6兆円

### 健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約2,850万人
- ・保険者数:約1,400

健保組合・共済等 約5兆円

### 共済組合

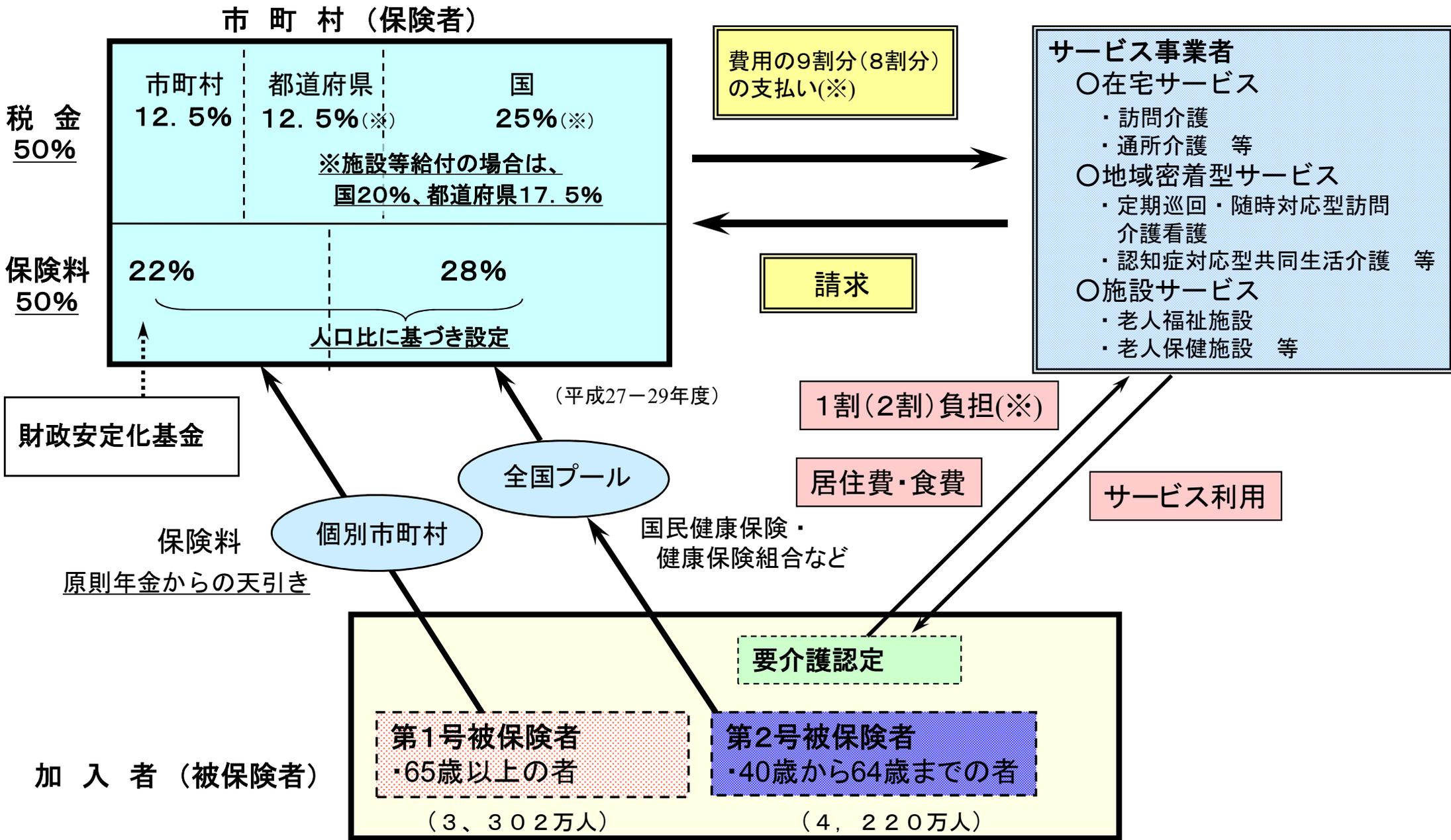
- ・公務員
- ・約860万人
- ・保険者数:85

※1 加入者数・保険者数、金額は、平成29年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約90万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1,690万人)の内訳は、国保約1,300万人、協会けんぽ約220万人、健保組合約90万人、共済組合約10万人。

# 介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「平成26年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成26年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成26年度内の月平均値である。

(※)平成27年8月以降、一定以上所得者については費用の8割分の支払い及び2割負担。